破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３６号
北海道北見市とん田東町473番地１　とん田１号団地26号
債務者　内久根喜久江
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
北海道網走郡美幌町字西２条南３丁目１番地の１　公住５号棟Ｂ404号
債務者　石原めぐみ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２３４号
埼玉県草加市八幡町1193番地１ヴォーネンＡ―105号、旧住所埼玉県草加市八幡町81番地１　ハイネスエイトＢ―201号
債務者　松野　香織
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番５―504号
債務者　井上　麗南（旧姓太）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７７号
埼玉県春日部市増富528番地２田中第２ハイツ103
債務者　北条　　忍
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
埼玉県草加市氷川町1508番地レオパレス草加氷川町Ⅱ―104号
債務者　勅使川原洋子（旧姓奥寺）
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
埼玉県吉川市吉川団地２番７号504
債務者　中臺　裕子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
千葉県市川市欠真間２丁目16番13―206号プラシードヒルズ
債務者　李　　志英
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７３号
千葉県船橋市新高根１丁目７番７号　グランメールコーポ103号
債務者　嶋崎　　衛
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０４号
千葉県船橋市海神４丁目24番11号　コーポラス海神105号
債務者　安室美保子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５１２号
千葉市若葉区小倉町1751番地36　ベルレール小倉台壱番館204号
債務者　藤居　年男
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５２１号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅生実Ｍ―１―131号
債務者　森　　信夫
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５２５号
千葉県船橋市二子町630番地１　グリーンキャピタル下総中山603号
債務者　中山　正之
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３７号
千葉県船橋市丸山１丁目41番16号　のぼりハイツ101号
債務者　小宮　麻由
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３９号
千葉県浦安市堀江６丁目16番23―102号ネクスト・プルミエ
債務者　土屋　美絵
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５１号
千葉県船橋市駿河台１丁目７番１―202号
債務者　前田　芳範
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５７号
千葉県浦安市明海３丁目２番９―801号海園の街
債務者　小合　正幸
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係